

水問題に関する協議会・第4回幹事会の概要

水問題に関する協議会第4回幹事会の会議結果は、次のとおりです。

1 日時 平成23年5月26日(木)午後2時から午後3時まで

2 場所 県庁第2別館6階大会議室

3 会議の概要

「加茂川の水事情の現状分析について」を議題とし、県から「河川の正常流量について」説明を行い、意見交換を行いました。

【説明の概要】

正常流量は、渇水時においても流水の正常な機能を最低限維持するために必要な流量であって、維持流量と水利流量の双方を満足する流量であり、平時において望ましい流量を設定するものではないことを説明。

天井川である加茂川では、地下水涵養量は正常流量の対象とはならないことを説明。

【主な質疑内容】

(新居浜市) 前回会議で、長瀬地点でかんがい期に毎秒 2 m^3 を下回るときには毎秒 2 m^3 になるよう放流するとの説明があったが、当てはめるなら、この毎秒 2 m^3 が加茂川における正常流量ということになるのか。

(県) 正常流量の概念は、黒瀬ダム建設当時からあり、それを踏まえ、かんがい用水のための毎秒 2 m^3 (かんがい期に長瀬流量が毎秒 2 m^3 を下回るときはこれを維持するようダムから補給する操作)と、下流に影響を与えないように貯留制限(かんがい期:毎秒 6.7 m^3 、非かんがい期:毎秒 4 m^3 を下回るときはダムに水を貯めずそのまま下流に流す操作)を行っているが、加茂川で正常流量の設定はしていない。なお、毎秒 2 m^3 が流域でどういう数字かと言うと、 100 km^2 当たり毎秒 1.14 m^3 になるので、正常流量を設定している中山川の正常流量(毎秒 0.427 m^3)など県内河川と比べても相当大きい数字となっているのは事実である。

(西条市) 今後、加茂川で正常流量の設定をしていくのか。

(県) 加茂川では、黒瀬ダム建設当時、下流のかんがい用水の

確保や地下水に一定の配慮をするための貯留制限を行っていることから、正常流量に対する一定の水秩序が成立している。今、正常流量を新たに設定するには河川整備基本方針を策定する必要があるが、県では現在改修を行っている河川で基本方針の策定を優先して取り組んでおり、大きな河川改修等も終了し、ダムも完成している加茂川では、今のところ予定はない。

(西条市) 河川法では、地下水涵養までは対象とされないということを前回と今回の会議で再確認できた。西条の地下水資源を守るためには現行の河川法では限界があり、やはり我々で新たな枠組みをつくって地域全体で守っていかなければならないと再確認した、というのが率直な意見である。

(県) 河川法は河川の区域内を対象としており、その区域外は対象外である。ただ、水は、雨が降り河川に流れ、地下水や海に流れるという循環があり、その機能をどうやっていくかということは別の問題だと思っている。本日は、河川法の中の正常流量は、機能的にはここまでが限界であるという話をした。地下水保全については、これとは分けたかたちで、この会議の中で水資源の有効活用の議論ができればいいと思っており、そのための有効な提案をお願いしたい。

4 第5回幹事会について

次回幹事会も、引き続き「加茂川の水事情の現状分析」を議題とし、「ダムによる水資源開発の仕組みについて」協議を行うことにしました。

なお、開催の時期は、今後、日程調整を行った上で決めることにしています。

5 市民向け説明会の開催

第5回幹事会開催後、第5回までの内容について、東予地域と中予地域で説明会を開催することにしました。開催場所や開催時期は、今後調整したうえで決めることにしています。